

独立行政法人地域医療機能推進機構 第2期中期目標（案）の概要について

平成31年1月23日

厚生労働省 医政局 医療経営支援課
医療・研究開発独立行政法人管理室

中期目標の構成

第2期中期目標の構成は、独立行政法人通則法第29条及び「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）Ⅱ1～7に基づき、以下のとおり設定する。

第1章 政策体系における法人の位置付け及び役割	(別紙) 政策体系図
第2章 中期目標の期間	2019年4月から2024年3月までの5年間 ※西暦か元号「平成」かは検討中
第3章 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	
1 診療事業	
(1) 効果的・効率的な医療提供体制の推進	重 難
(2) 予防・健康づくりの推進	
2 介護事業	重 難
3 病院等の利用者の視点に立った医療及び介護の提供	
4 教育研修事業	
第4章 業務運営の効率化に関する事項	
第5章 財務内容の改善に関する事項	難
第6章 その他業務運営に関する重要事項	

(注) **重** は当該事項を「重要度：高」としたこと、**難** は当該事項の指標を「難易度：高」としたことを表している。

独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）に係る政策体系図

医療政策における現状と課題

- 高齢化が進展し、2025年には、「団塊の世代」が75歳以上となる。（2025年問題）
- 75歳以上は特に医療・介護の需要が高い。
→医療・介護サービスの提供体制の整備が急務

厚生労働省による対応の方向性

- 医療・介護提供体制の整備
 - 2025年度の医療需要を勘案した病床の機能分化・連携
 - 地域包括ケアシステム※の構築
 - 医療・介護連携の推進
- 医療・介護従事者の確保・育成

※ 住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、地域において、医療、介護、予防、住まい・生活支援が包括的に確保される体制

第2期中期目標期間（2019～2023年度）における法人が果たすべき役割

- 病院、介護老人保健施設等のリソースを最大限有効活用し、地域医療・地域包括ケアの要として予防・医療・介護をシームレスに提供すること
- 全国的なネットワークのメリットを活かし、財政的に自立した運営のもと地域において必要とされる医療・介護を提供していくこと

訪問看護実施施設

（訪問看護ステーションを含む）

- ・在宅療養の支援・指導
- ・看取り・ターミナルケアの実施

介護老人保健施設

- ・医療ニーズの高い住民の受入
- ・在宅復帰の促進
- ・看取り・ターミナルケアの実施

病院

- ・地域医療連携（地域包括ケア病棟の活用等）
- ・地域において求められる医療の提供

居宅介護支援事業所

- ・在宅療養の支援・指導
- ・在宅復帰の支援

予防・健康管理事業

- ・健康診断の推進
- ・特定健康診査・特定保健指導の推進



住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように

地域包括支援センター

- ・介護予防・相談・支援

地域（日常生活圏）

研修センター（本部）及び 看護専門学校

- ・質の高い医療・介護従事者の確保・育成
（看護師の特定行為研修等）

1 診療事業 — (1) 効果的・効率的な医療提供体制の推進

- 地域協議会等を活用しながら地域のニーズの把握に努め、地域の取組が十分でない分野を積極的に補完する等、都道府県で策定された地域医療構想の実現により一層貢献するとともに、地域包括ケアの要として予防・介護とシームレスに医療を提供する体制の充実・強化に取り組むこと
- 地域連携クリティカルパスの整備や地域包括ケア病棟の活用などを通して地域の他の医療機関等（特にプライマリ・ケアを担っているかかりつけ医）との連携を図ること
- 地域医療機能推進機構（以下「地域医療機構」という）の各病院の機能や特性等を踏まえ、5疾病・5事業等について地域で求められる役割を確実に果たすよう努めること
特に、地域の医療を守るため救急搬送の受入体制の確保に取り組むこと
大規模災害が発生した場合は、災害対策基本法に基づく内閣総理大臣の指定を受けた指定公共機関として、国や自治体と連携し、被災地の実情に応じた持続的な支援を行うこと
- チーム医療の実施、クリティカルパスの推進、臨床評価指標の活用等の取組により、質の高い医療を提供すること
- 病院と老健施設を一体的に運営している地域医療機構の特長を活かし、急性期・回復期から維持期までシームレスで効果的なリハビリテーションを提供すること

重要度：高

地域のニーズの把握に努め、地域の取組が十分でない分野を補完するとともに地域の他の医療施設・介護施設等との連携を図ることは、「地域包括ケアシステムの構築」及び「医療・介護連携の推進」という厚生労働省の政策目標を達成するために重要な取組であり、重要度が高い。

(次ページに続く)

1 診療事業 — (1) 効果的・効率的な医療提供体制の推進

(前ページより続き)

【指標】

- ✓ **地域で中核的な役割を担うことが求められている又は求められていく病院の救急搬送応需率を毎年度85%以上とする。** (2017年度実績：84.1%)
(設定の考え方) 地域医療構想の実現のためには、地域医療機構の各病院が地域における自院の役割を自覚し、病床の機能分化・連携を進めていく必要がある。地域で中核的な役割を担うことが求められている又は求められていく病院では、救急搬送患者の受入を積極的に行う必要があるため、救急搬送応需率を効果的・効率的な医療提供体制の推進の実績を測る指標として設定する。
(水準の考え方) 2017年度実績の水準を維持することとし、毎年度85%以上と設定する。
- ✓ **地域の中核的病院の補完を中心とし、地域に対し全般的な医療を担うことが求められている又は求められていく病院の地域包括ケア病棟の在宅復帰率を毎年度85%以上とする。** (2016年度実績：84.3%，2017年度実績：82.5%)
(設定の考え方) 地域医療構想の実現のためには、地域医療機構の各病院が地域における自院の役割を自覚し、病床の機能分化・連携を進めていく必要がある。地域の中核的病院の補完を中心とし、地域に対し全般的な医療を担うことが求められている又は求められていく病院では、地域に密着している病院として、いわゆるポストアキュート、サブアキュートの受入れを積極的に行い、患者が自宅等へ帰るための在宅復帰支援を行うことが重要であるため、地域包括ケア病棟の在宅復帰率を効果的・効率的な医療提供体制の推進の実績を測る指標として設定する。
(水準の考え方) 2016年度実績の水準を維持することとし、毎年度85%以上と設定する。

難易度：高

救急医療機関の増加率よりも救急搬送患者の増加率の方が高い上に、医師の確保も困難な状況で、既に高い水準にある救急搬送応需率を維持していくことは難易度が高い。

また、地域包括ケア病棟の在宅復帰率については、認知症患者等、在宅復帰が困難な患者が増加傾向にあるため、2016年度実績の水準を維持していくことは難易度が高い。

1 診療事業 – (2) 予防・健康づくりの推進

- 地域住民に対する健康教室の開催や各種予防接種の実施などを通し、生活習慣病予防をはじめとする地域住民の主体的な健康の維持増進を図ること
- 疾病の早期発見・早期治療に資するため、特定健康診査、特定保健指導を含む効果的な健康診断の実施に努めること

【指標】

- ✓ **地域住民に対する教育・研修の実施回数（主催、共催を問わず、地域医療機構の職員が地域住民等に対して講演や研修等を行った回数）を毎年度1,000回以上とする。**（2014～2017年度の年間平均実施回数：1,050.5回）
（設定の考え方）地域住民の主体的な健康の維持増進のためには、研修や公開講座等を定期的実施することによる地域住民に対する啓発が重要であるため、地域住民への教育・研修の実施回数を予防・健康づくりの推進の実績を測る指標として設定する。
（水準の考え方）第1期中期目標期間中の水準を維持することとし、毎年度1,000回以上と設定する。

2 介護事業

- 地域の住民が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための地域包括ケアシステムの構築に貢献するため、地域包括ケアの要として、介護予防から人生の最終段階における医療・ケアまでシームレスに提供する体制の充実・強化に取り組むこと
- 特に、病院と一体的に運営されているという地域医療機構の介護老人保健施設（以下「老健施設」）の特長を活かした、医療ニーズの高い者（喀痰吸引、経管栄養又は酸素吸入が必要な者等）の受入、訪問看護ステーションにおける重症者（末期悪性腫瘍、神経難病、医療機器の装着、精神科重症患者等）の受入を推進する等、安心・安全なケアが実施できる体制の充実・強化に取り組むこと
- 老健施設における在宅復帰の促進や認知症対策等の国の政策及び利用者等の自宅での介護や看取りのニーズを踏まえた適切な役割を果たすよう努めること

重要度：高

老健施設における在宅復帰の促進や地域の在宅療養を支える中心的役割を担っている訪問看護ステーションの体制強化は、超高齢社会を迎える我が国の地域包括ケアシステムを構築する上で重要な課題であり、重要度が高い。

（次ページに続く）

2 介護事業

(前ページより続き)

【指標】

- ✓ **老健施設の在宅復帰率を、毎年度、前年度より増加させ、2023年度までに55%以上とする。**（2014年度実績：34.4%，2015年度実績：41.4%，2016年度実績：46.9%，2017年度実績：50.5%）
（設定の考え方）地域包括ケアシステムを構築する上で、医療から介護、在宅療養への円滑な移行が重要であることから、老健施設の在宅復帰率を地域医療機構の介護事業の実績を測る指標として設定する。
（水準の考え方）2014～2017年度の実績を踏まえ、上昇傾向を維持するため、毎年度、前年度より増加させ、2023年度までに55%以上とするよう設定する。

- ✓ **訪問看護ステーションの重症者（末期悪性腫瘍、神経難病、医療機器の装着、精神科重症患者等）の受入数を毎年度、前年度より増加させ2023年度までに年間13,000人以上とする。**（2016年度実績：8,822人，2017年度実績：9,411人）
（設定の考え方）地域包括ケアシステムの構築には在宅療養の場における重症者の受入れが重要であるため、訪問看護ステーションにおける重症者の受入数を地域医療機構の介護事業の実績を測る指標として設定する。
（水準の考え方）2016、2017年度の実績を踏まえ、毎年度、前年度より増加させ、2023年度までに年間13,000人以上とするよう設定する。

難易度：高

老健施設の在宅復帰率の全国平均34.0%（平成29年度）と比較して既に高い水準にある地域医療機構の老健施設の在宅復帰率を率先して更に高めることは難易度が高い。

また、訪問看護ステーションにおける重症者の受入数を2017年度実績の9,411人から13,000人以上に増加させるには、看護師等の確保が困難な中で、24時間対応や頻回の訪問に対応するための人材を確保し、既存の訪問看護ステーションを大規模な機能強化型の訪問看護ステーションに転換していく必要があり難易度が高い。

3 病院等の利用者の視点に立った医療及び介護の提供

- 利用者が、医療・ケアの内容を理解し、治療等を選択できるよう、利用者やその家族等への説明、利用者やその家族等からの相談体制を充実させ、人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）を踏まえた対応等、利用者のニーズを的確に把握した上で、利用者の意思を尊重した医療・ケアを実施すること
- 地域医療機構がもつ全国ネットワークを活用した医療事故の原因や対策等の情報共有により、医療事故や院内感染の防止に努めること

【指標】

- ✓ **病院の患者満足度調査の「病院全体の満足度」において、入院・外来の「満足」及び「やや満足」と回答した者の割合の平均を毎年度87%以上とする。**（2015年度実績：86.2%，2016年度実績：87.2%，2017年度実績：87.1%）
（設定の考え方）患者・家族の主体的な治療の選択・意思決定を促し、患者のための医療を提供することは、患者の病院に対する満足度につながるため、患者満足度調査を患者の視点に立った医療の提供の実績を測る指標として設定する。
（水準の考え方）2017年度実績の水準を維持することとし、毎年度87%以上と設定する。
- ✓ **老健施設の利用者満足度調査の「施設全体の満足度」において、入所・通所の「満足」及び「やや満足」と回答した者の割合の平均を毎年度92%以上とする。**（2016年度実績：93.1%，2017年度実績：91.9%）
（設定の考え方）利用者やその家族がサービス内容を理解し、選択と意思決定の上、適切なサービスが受けられるよう支援することは、利用者の施設に対する満足度につながるため、利用者満足度調査を利用者の視点に立った介護の提供の実績の指標として設定する。
（水準の考え方）2017年度実績の水準を維持することとし、毎年度92%以上と設定する。

4 教育研修事業

- 全国に57施設を有し、地域の医療機関等とも連携しつつ、高度急性期から慢性期まで幅広い医療を提供している地域医療機構のネットワークを活用した臨床研修プログラムやキャリアパスの見直しを図ることにより、質の高い職員の確保・育成に努めること
- 急速な高齢化の進展に伴う医療ニーズの増大等を踏まえ、地域において適切な初期対応等を行う総合的な診療能力を持つ医師の育成に努めること
- 在宅医療の推進、医師の働き方改革の実現等のため、特定行為に係る看護師の研修を推進すること
- 地域の医療・介護の質向上のため、地域の医療・介護従事者に対する教育に取り組むこと
- 地域医療の確保のため附属看護専門学校の適切な運営や医療従事者を目指す学生に対する臨地実習の受入に努めること

【指標】

- ✓ **特定行為研修修了者を中期目標期間（5年間）中に250人以上養成する。**（2018年度実績見込：82人）
（設定の考え方）特定行為に係る看護師の研修制度は専門的な知識及び技術の向上を図り、質の高い看護師を養成するものであることから、当該研修修了者の養成人数を教育研修事業の実績を測る指標として設定する。
（水準の考え方）2025年までに1病棟に1人の当該研修修了者を配置することを目標とした場合、1年当たり約50人の修了者を養成する必要があることから、50人×5年間で250人以上養成するよう設定する。

（次ページに続く）

4 教育研修事業

(前ページより続き)

【指標】

- ✓ **地域の医療・介護従事者への教育・研修の実施回数（主催、共催を問わず、地域医療機構の職員が地域の医療・介護従事者に対して講演や研修等を行った回数）を毎年度480回以上とする。**
(設定の考え方) 地域の医療・介護の質の向上のためには、研修や公開講座等の定期的な実施が重要であるため、地域の医療・介護従事者への教育・研修の実施回数を教育研修事業の実績を測る指標として設定する。
(水準の考え方) 地域医療支援病院等（20病院）が月に2回、地域の医療・介護従事者への教育・研修を実施すると想定し、20病院×2回×12か月で毎年度480回以上と設定する。

第4章 業務運営の効率化に関する事項

- 法人全体としての経営の健全性が保たれるよう、本部機能の見直しなど、理事長がより一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築すること
 - 「働き方改革」を実現するため、職員全体の勤務環境の改善に取り組むこと。また、医師の勤務負担の軽減や労働時間短縮のため特にタスク・シフティングの推進等、国の方針に基づいた取組を着実に実施すること
 - 地域の医療機能の向上及び連携並びに厚生労働省が進める医療情報データベースシステムへのデータ提供等を実現するため電子カルテの導入を推進すること
 - 適切な債権管理及び定期的な督促の実施による時効の中断を行うこと等により、医業未収金の発生防止や徴収の改善を図る等収入の確保に努めること
 - 適正な人員配置、共同購入等を活用した材料費率の低減、投資の効率化及び調達等の合理化に取り組むこと
- (○ 一般管理費の節減に係る目標については、本部機能の充実の必要性等も踏まえて検討中。)

第5章 財務内容の改善に関する事項

- 財政的に自立した運営の下、健全な経営を行うこと
- 病院建物や大型の医療機器の投資にあたっては、長期借入金の償還確実性を確保すること

【指標】

- ✓ **中期目標の期間の各年度の損益計算において地域医療機構全体として経常収支率（経常収益÷経常費用×100）を100%以上とする。**（2014年度実績：101.4%，2015年度実績：100.9%，2016年度実績：100.9%，2017年度実績：101.3%）
（設定の考え方）地域医療機構は、運営費交付金が交付されない法人として、他の独立行政法人以上に効率的かつ財政的に自立した運営が求められるため、経常収支率（経常収益÷経常費用×100）を効率的かつ財政的に自立した運営の実績を測る指標として設定する。
（水準の考え方）効率的かつ財政的に自立した運営のためには、黒字経営することが重要であるため、毎年度、地域医療機構全体として100%以上（黒字）となるように設定する。

難易度：高

病院経営管理指標において、経常利益が黒字の公的医療機関が2014年度以降減少し続ける厳しい経営環境に加え、医師を始めとする職員の働き方改革が求められている状況の中、運営費交付金が交付されないことに加え、施設を新設することが出来ない等の法律上の制約がある地域医療機構が、診療報酬や介護報酬の改定に対応しながら、経常収支率100%以上を達成することは難易度が高い。

第6章 その他業務運営に関する重要事項

<職員の人事に関する事項>

- 良質な医療及び介護を効果的・効率的に提供していくため、医療・介護従事者の職員数については、医療及び介護を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮すること

<内部統制・会計処理>

- 独立行政法人として求められる透明性や説明責任を確保するため、マニュアルの更新や研修により、業務の標準化、職員の能力向上及び役職員の認識の共有を図り、適正な内部統制を確保するとともに適切に会計を処理すること

<コンプライアンス・監査>

- 会計事務の公正性や透明性と説明責任の確保を含むコンプライアンス徹底の取組を推進すること
- 監事による監査のほか、全病院に対し、毎年、会計監査人による外部監査を実施すること

<情報セキュリティ対策の強化>

- 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組むこと

<広報に関する事項>

- 地域医療機構の役割、各病院の取組等について積極的な広報活動に努めること

(次ページに続く)

第6章 その他業務運営に関する重要事項

(前ページより続き)

<病院等の譲渡>

- 独立行政法人地域医療機能推進機構法第14条を踏まえた適切な対応を行うこと

独立行政法人地域医療機能推進機構法（抄）

第十四条 機構は、施設のうち、その譲渡後も地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能が確保されるものについては、譲渡することができる。
2～4 (略)

<その他>

- 既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること